○法務省令第四十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国人の上陸の許可に関すること（第十六号及び第二十七号に掲げる事務を除く。）。 ［二～二十一　略］ 二十二　監理措置に関すること。 二十三　［略］ 二十四　入管法第五十二条第十二項の規定による命令に関すること。 二十五　入管法第五十五条の二第一項の規定による退去の命令に関すること。 二十六・二十七　［略］ 二十八　在留特別許可に関すること。 二十九　入管法第五十二条第五項の規定による決定に関すること。 三十～三十七　［略］ 2　仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。	（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　外国人の上陸の許可に関すること（第十六号及び第二十四号に掲げる事務を除く。）。 ［二～二十一　同上］ ［号を加える。］ 二十二　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 二十三・二十四　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 二十五～三十二　［同上］ 2　仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
仙台出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第三十四号から第三十六号まで及び第三十七号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十四号、第十五号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務、審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出並びに在留特別許可に関する事務に限る。）に掲げる事務

局の名称	担当区分	分担事務
仙台出入国在留管理局	審査第一担当	前項第一号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第五号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第六号から第八号まで、第九号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十号から第十三号まで、第十六号、第十七号、第十八号（審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十九号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十二号（審査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審査第二担当	前項第十四号、第十五号及び第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申出に関する事務に限る。）に掲げる事務